

奨学資金を返還するために利用する口座振替依頼書の記入例 (3枚とも育英会に提出)

まず、ゆうちょ銀行を利用するか
他の金融機関を利用するか決める

預(貯)金口座振替依頼書 自動払込利用申込書 (収) (加)

金融機関用

口座振替(自動払込)取扱金融機関 御中
公益財団法人鳥根県育英会理事長 様

奨学生本人の印

住所は自宅の住所

奨学生番号は正確に

私は、公益財団法人鳥根県育英会県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金貸与規程第12条の規定による奨学金の返還を下記口座から預(貯)金振替または自動払込によって支払うこととしたいので、預(貯)金口座振替規定を承諾のうえ依頼します。

印鑑は2枚目、3枚目にも必ず押印すること

奨学生番号	22T-XXXX	氏名	島根三郎	現住所	〒690-0887 松江市殿町1番地
返還口座名義人との関係	①本人 2.その他()	TEL	0852-XX-XXXX		

- 預(貯)金口座振替規定 -

- 金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預(貯)金口座から引落しのうえ支払って下さい。この場合、預(貯)金規定または当座勘定規定にかかわらず、預(貯)金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
- 振替日において請求書記載金額が預(貯)金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から金融機関に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり育英会から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、金融機関はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
- この預(貯)金口座振替についてかりに紛議が生じても、金融機関の責めによる場合を除き、金融機関には迷惑をかけません。
- ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

I 返還する口座について

★ゆうちょ銀行以外

口座番号を間違えない

奨学生本人名義の口座を記入

金融機関コード	支店コード	①普通 2.当座 3.その他	口座番号	お届け印
			1 2 3 4 5 6 7 8 9	
フリガナ	シマネ サブ ロー			お届け印
口座名義人	島根三郎			
振替日	20日 金融機関休業日の場合は翌営業日			
種類	端末等購入奨学金			

金融機関コードが不明なら記入不要

通帳届け出印を押印すること

★ゆうちょ銀行

記号、番号を間違えない

取扱内容(種目コード)	新規(166)		
契約種別コード	記号(6桁目がある場合は※欄にご記入ください。)	番号(右ヅメで記入)	
30	1 5 X X X ※	0 0 0 1 2 3 X X	
フリガナ	シマネ サブ ロー		
口座名義人	島根三郎		
ご住所	〒690-0887 松江市殿町1番地 TEL(0852-XX-XXXX)		
払込日	20日 金融機関休業日の場合は翌営業日	払込開始年 月 年 月	3 5 5
記入不要	記入不要		

奨学生本人名義の口座を記入

通帳届け出印を押印すること

通帳に書いてある住所を記入

返還用口座は下記の金融機関の中から選んでください。

口座振替の手数料は奨学生本人負担となっています。返還期日に割賦金とあわせて振り替えます。振替手数料は、消費税を含めて、次のとおりです。

ゆうちょ銀行	33円	山陰合同銀行	55円
島根銀行	55円	しまね信用金庫	55円
島根中央信用金庫	55円	日本海信用金庫	55円
西中国信用金庫	55円	鳥根県農業協同組合	55円
鳥根益田信用組合	26円	※手数料は変更になる場合があります。育英会のホームページ等で確認してください。	